令和4年6月玉川村議会定例会

議 事 日 程(第1号)

令和4年6月10日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長の提案理由の説明

日程第 4 請願の処理について(委員会付託)

出席議員(12名)

1番 須藤安昭君 2番 林 芳子君

3番 小針 竹千代 君 4番 石井清勝君

5番 渡邊 一雄 君 6番 小林徳清君

7番 大和田 宏君 8番 飯島三郎君

9番 西川良英君 10番 三瓶 力君

11番 塩 澤 重 男 君 12番 須 藤 利 夫 君

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 大越健一 主 事 大野恵美

説明のため出席した者の職氏名

村 長 石森春男君 副 村 長 須釜泰一君

教 育 長 鈴 木 文 雄 君 総 務 課 長 須 田 潤 一 君

企画政策課長 小 針 武 彦 君 住民税務課長 車 田 ヨシ子 君

地域整備課長 高林浅輝君 教育課長 坂本 敬君

公民館長 小針達夫君 遊水地 溝井浩一君

◎開会の宣告

○議長(須藤利夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達していますので、令和4年6月玉川村 議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

O議長(須藤利夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(須藤利夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(須藤利夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 西川良英君

1番 須 藤 安 昭 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長(須藤利夫君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの5日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長(須藤利夫君) 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

〇村長(石森春男君) おはようございます。

6月に入り、田園風景も緑が深まり、美しい農村景観が心地よく感じられる季節になりました。村民の皆様にご協力をいただいております花いっぱい運動は、植栽活動が終わり、夏には沿道にきれいな花を咲かせてくれることを期待したいと思います。

さて、本日ここに、令和4年玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私ともに、何かとご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、村政に関する当面の諸課題等について所信の一端を述べさせていただきます。

まず、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症につきましては、全国での1日当たりの新規陽性者数が、2万人前後で推移しており、減少傾向にある一方で、10代以下の割合が高い状況が続いております。

一方、福島県における陽性者数は、5月14日以降、19日連続で前の週の同じ曜日を下回っており、減少傾向にあるものの、10代以下の割合は依然として高い状況にあり、今月12日までを県独自の子供の感染拡大防止重点対策期間とし、家庭や学校等における子供の体調変化に一層気を配るよう求めるなど、感染防止対策の実践を呼びかけております。

本村においての陽性者は、3月下旬から急増し、3月に107人、4月に98人、5月に47人と推移し、児童施設等でのクラスター発生や家庭内感染など厳しい状況が続きました。

6月に入ってからも、ピーク時と比べ、感染者数は減少しているものの、少人数ではありますが、毎日のように感染者が確認されるなど、収束の兆しが見られない状況が続いております。

今後も引き続き、国や県の取組等を注視し、本村の置かれている状況を直視しながら、一人一人が警戒を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、感染拡大を最小限に抑え込み、新型感染症の拡大防止と社会活動、経済活動の維持・再生の両立を図るため、全力で取り組んでいるところであります。

さて、我が国の経済の先行きにつきましては、令和4年5月の月例経済報告によりますと、 感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあり、景気が 持ち直していくと期待されております。

しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中国における感染再拡大の影響などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに 十分注意する必要があるとされております。

また、福島県が5月30日に公表した県経済動向によりますと、県内の景気は、個人消費に一部、持ち直しの兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症等の影響により、依然として厳しい状況が続いているとされております。

本村においては、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対応するため、地方創生臨時交付金を活用し、住民一人当たり5,000円の商品券配布や給食費の半額補助などの経費を本定例会に計上しております。

また、昨年度は、第6次玉川村振興計画「後期基本計画」の初年度として「村民と共に歩み育む心豊かな村づくり」を基本理念として「未来(あす)が輝く村づくり"元気な"たまかわ」を玉川村の将来像として掲げ、計画に基づき、活力のある玉川村の創造に向け、村民と行政が一体となった「協働」による村づくりを推進してまいりました。

今年度も引き続き、変化の激しい社会・経済情勢に対応するべく、大胆かつ柔軟な考えの もと、村民の皆様に寄り添って横断的かつきめ細やかに各種施策を展開してまいります。

特に、将来の村づくりに大きな影響を及ぼす「人口減少対策」を引き続き重要施策と位置づけ、人口流出抑制や移住・定住につながる交流人口・関係人口の拡大に向け、地方創生事業等の一層の充実をはじめ、村民が主役の村づくりを目指し、誰もが豊かで元気に過ごせる

玉川村の創造に向け、創意工夫をもって進取果敢に取り組んでまいりたいと考えております。 また、現在、自治体DXや地域社会のデジタル化の動きが、国をはじめ、全国の自治体で 見え始めてきております。本村においても例外なく、自治体のDXはもとより、地域通信環 境の整備等も含む地域生活全般におけるデジタル化、社会変革が求められてきております。

このため、村といたしましては、本格的に到来するデジタル社会に向けて、村全体として対応していくために、本年3月29日に、株式会社NTTデータ、株式会社日立製作所、三菱HCキャピタル株式会社とのデジタル化推進における連携協力に関する基本協定を締結いたしました。

今後、地域のDXやデジタルによる社会変革に対応するため、より良い生活環境の構築につながるよう具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

その第1弾として「手ぶらキャッシュレス実証事業」を7月24日から開始し、住民の皆様に実証事業を通して、より身近な生活の中でのデジタル変革を体感いただくこととしております。

手ぶらキャッシュレス実証事業は、あらかじめ個人の生体情報を登録いただき、デジタル 地域商品券を購入し、協力店舗において買物を行い、指一本で支払いができるという事業で あり、生体認証で個人を特定し、決済ができるという近未来の「買物」を体験していただき、 デジタルが生活の一部に、ごく自然に入ってくることによる「利便性」「快適性」を感じて いただければと考えております。

また、「交流人口と関係人口の拡大」に向け、玉川村に観光で訪れる方を増やし、様々な体験観光を通して、地域を少しでも知っていただきながら、村の歴史や文化・風土、そして田舎暮らしの良さや、人の温かさなどを感じていただき、「玉川村のファン」が増えることで将来的に移住・定住につながっていくことを期待して様々な事業に取り組んでおります。

昨年オープンした玉川村観光交流拠点施設「森の駅 y o d g e (ヨッジ)」につきましては、コロナウイルス感染症の一定の落ち着きや、多くのメディアでも取り上げられていることなどから、ゴールデンウイーク以降、宿泊者数、カフェ利用者数も順調に増えてきていますので、引き続き効果的な情報発信等を行い、より一層多くの皆さんに親しまれる施設になるよう成長させてまいりたいと考えております。

自転車関連事業である「サイクルビレッジたまかわ」事業についても、多くのメディアに 取り上げられ、レンタサイクル事業・マウンテンバイクトレール事業・村体育センターを活 用したMTB・スケートボードパークの実証実験である「アーバンスポーツたまかわ」事業 も順調に村外からの来訪者数を伸ばしており、来年度からの指定管理による運営等を見据え、 課題等の把握や解決に向けた取組を行っております。

また、「すがまプラザ」の展開については、「職」「住」「遊」「学」の拠点として、コワーキングスペースやオフィススペース、行政センター、会議室、体育館などを備えた「すがまプラザ交流センター」を本年3月にオープンいたしました。

今年度においては、「すがまプラザ利活用基本構想」に基づきながら、校庭等を活用した 住環境機能を整備するため、測量・設計などを実施していくこととしております。

遊水地域内からの移住希望者や近隣市町村、首都圏からの移住者の受皿、さらには、サテライトオフィス進出企業のスタッフの方などの住宅として使ってまいりたいと考えております。

旧教職員住宅については、移住体験ができる「移住お試し住宅」として一部を活用することとしており、今年度より実証事業を開始していきたいと考えております。

次に、「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画」につきましても、国土交通省と連携を図りながら推進しており、村が中心となって進める「(仮称)複合型水辺施設」の改修については、昨年3月に「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会」等の関係機関のご協力を得ながら「(仮称)複合型水辺施設改修基本計画」を策定いたしました。

改修計画では、「観光交流」、「商業活性化」などの面を考慮しながら、民間活力による 事業を展開することとなっており、「資金調達から設計、施工、運営、管理」までを一括し て実施するPFI方式で進めていくことを予定しており、今年度中に、民間事業者を公募し、 活用提案などを受けながら、民間事業者を選定していくこととしております。

今後も、一層の交流人口の拡大に向け、第6次玉川村振興計画、人口ビジョンに基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など各種計画に基づき、効果的な各種事業を推進し、 玉川村を「訪れる人」や「興味を持つ人」といった、「玉川村のファン」づくりの取組を強化し、斬新な発想で本村ならではの施策を展開し、選ばれる村づくりを目指してまいります。

次に、国が計画を進めております「阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの遊水地群整備」 につきましては、福島河川国道事務所が主催し、去る3月28日から30日の3日間、遊水地群 整備事業に係る計画図面案の確認会が開催されました。

確認会では、周囲提、囲ぎょう提の図面による確認や遊水地の対象範囲をスリーディーの映像により堤防のイメージを分かりやすくスクリーンに表示し、その後、図面による説明と 意見交換がなされました。 村では、4月14日に、福島河川国道事務所長に対して要望書を提出したところであり、住宅や農地等の代替地の確保をはじめ、村道及び水路の付替工事や上下水道施設に係る移設整備等、国が主体となり事業を進めることや新たな制度等の構築も含め必要な措置がなされるよう要望しております。

さらに、昨日でありますけれども、6月9日には、知事に対して、鏡石町・矢吹町との3町村長により遊水地群整備事業に関する要望書を提出しておりますが、内容については、遊水地区域内の道路について、地域住民の生活道路や連絡道路として、遊水地群整備事業により整備することや阿武隈川に架かる2つの橋梁の付替え、遊水地区域内に流入する支川等への逆流防止や堤防強化等の内水対策、遊水地区域の上流対策等の要望となっております。

今後の国の予定としては、3月の図面確認説明会でいただいた意見及び検討中で説明が不足していた内容等について、7月頃に予定している説明会で再度説明を行い、事業範囲を決定することになると聞いております。

今後も、昨年度設置した遊水地対策室を中心に、庁内に設置した遊水地対策プロジェクト チームにおいて、引き続き住民生活の安心・安全が確保されるよう、住民の皆様の意向を丁 寧にお聞きし、一人一人に寄り添いながら、事業の展開を図ってまいります。

次に、本村におけるマイナンバーカードの普及促進についてでありますが、マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであることから、国では、今年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードを交付する目標を掲げ、取得に向けた取組を推進しております。

マイナンバーカードを取得すると、時間外や休日でもコンビニで各種証明書が取得できたり、保険証として使用できたり、各種行政手続の簡便化が図られたり、さらには、第2弾マイナポイントが付与されるなど、多くのメリットがありますが、村における6月1日現在のマイナンバーカードの交付率は、35.8%と厳しい状況にあります。

このため、カードの取得推進に向けて、時間外の申請窓口の開設、7月、8月には臨時の休日窓口の開設、また地区公民館などへの出張申請などを積極的に行い、村民の皆さんへ行政サービス向上のためにも、一層の普及促進を図ってまいります。

また、4月17日の降霜による凍霜害についてでありますが、野菜やリンゴ等の果樹類については大きな被害はありませんでしたが、本村の特産品である「さるなし」に被害が発生しております。「さるなし」については、昨年も被害を受けており、2年連続での被害となってしまい、県須賀川農業普及所をはじめ、関係機関等と連携を図りながら樹勢回復を図るなど、被害農家が必要とする支援に努めていくこととしております。

6月2日には県内の広範囲で降雹があり、近隣では須賀川市や石川町などで大きな被害が発生しております。本村では四辻新田の東野地区において、降雹が見られましたが、幸いにも、現時点では大きな被害は見られない結果となっておりますが、引き続き近年の急激な天候変化や不順により、激甚化・頻発化する自然災害に注意するとともに、被災した農家に対する技術支援や次期作支援等にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後も、安全で豊かな村づくりを推進 し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう、各種施策に全力で取り組んでまいります ので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年6月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由の ご説明をいたします。

まず、初めに、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、令和3年度玉川村一般会計において、歳入において地方交付税や国県支出金等が確定し、歳出においても事業が年度末に確定したことにより、令和3年度玉川村一般会計補正予算(第8号)に計上し、また、公共施設等総合管理計画改訂事業及び子育て世帯に対する臨時特別給付金事業について、次年度へ繰り越して継続して事業を実施するため、繰越明許費を追加し、専決処分したものであります。

次に、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、令和3年度玉川村介護保険特別会計において、介護給付費国庫負担金及び支払基金交付金の額が確定したため、令和3年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第4号)に計上し、専決処分したものであります。

次に、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療保険料の収納実績の確定により、令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に計上し、専決処分したものであります。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計において、令和4年4月1日より地方公営企業法の適用事業となり、3月31日で打ち切り決算処理を行うため、下水道使用料等の確定により令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)に計上し、専決処分したものであります。

次に、議案第29号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、玉川村税条例において所要の改正を行い、専決処分したも

のであります。

次に、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、玉川村地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例において、所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次に、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、令和4年3月16日発生の福島県沖地震による被災住宅修理支援事業及び災害廃棄物処理事業等に要する経費について、令和4年度玉川村一般会計補正予算(第1号)に計上し、専決処分したものであります。

以上、議案第25号から議案第31号までの7議案の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。次に、報告第1号 繰越明許費についてでありますが、公共施設等総合管理計画改訂事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯に対する臨時特別給付金事業、ため池緊急浚渫事業、農業水利施設緊急自然災害防止対策事業、農地耕作条件改善事業、国営造成施設維持管理適正化事業、森林再生事業、河川緊急浚渫事業、公共土木施設緊急自然災害防止対策事業、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業について、令和3年度玉川村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 繰越明許費についてでありますが、農業集落排水事業玉川地区の汚水 処理施設詳細設計業務及び土木建築構造設計業務について、当初計画した建設予定地が、国 土交通省の「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の対策範囲内となり建設予定地の変更が 生じたため、年度内の業務完了が困難となりました。よって、令和3年度玉川村農業集落排 水事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条 第2項の規定により議会に報告をするものであります。

次に、議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが 今回の改正は、現状の職務内容に合わせ、政策主幹や主事補などの職務を削除するなどの改 正をするものであります。

次に、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、今回の改正は、人事院規則の一部改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、今回の改正は、令和4年度国民健康保険税においても減免の対象とし、申請期限を令和5年3月31日までとする改正を行うものであります。

次に、議案第35号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、今回の改正は、令和4年度の保険税を課税するに当たり税率等の改正を行うほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引上げ、未就学児に係る均等割額の軽減措置及び所要の条文整備を行うものであります。

次に、議案第36号 令和4年度玉川村一般会計補正予算(第2号)についてでありますが、 今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8,323万円を増額し、予算の総額を47億9,335万4,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、特別交付税に係る地方交付税で569万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に係る国庫支出金で7,726万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主なものは、社会保障・税番号制度システム整備事業等に係る総務費で1,035万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に係る衛生費で1,621万2,000円、プレミアム商品券発行事業等に係る商工費で3,438万1,000円、給食費負担軽減事業等に係る教育費で1,322万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第37号 令和4年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、今回の補正は、令和4年度の事業費納付金の決定、並びに保険税の算定結果に基づき所要額を補正するもので、歳入歳出それぞれ2,398万2,000円を増額し、予算の総額を7億4,061万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険税を4,233万8,000円、県支出金を609万5,000円減額し、繰越金を7,366万7,000円増額するものであります。

また、歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金を327万1,000円減額し、基金積立金 を1,999万9,000円増額するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(須藤利夫君) 村長の提案理由は、ただいま説明のとおりです。

◎請願の処理について(委員会付託)

○議長(須藤利夫君) 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

6月2日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。所管 の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報 告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

〇議長(須藤利夫君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前10時30分)